

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道設置）					
地区名	一般県道 <small>まえしばこうていしゃじょうせん</small> 前芝国府停車場線					
事業箇所	<small>とよかわしもり</small> 豊川市森五丁目地内					
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本路線は、豊川市内の旧御津町の生活道路として利用されていたが、<small>めいほうどうろ</small>名豊道路の供用に伴い、自動車の通過交通量の増加が見込まれた。</li> <li>・そのため、本事業で歩道を設置することにより、歩行者の安全を確保したものである。</li> </ul>					
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ① 歩行者の安全確保 <b>【副次目標】</b> -					
事業費	事業費		内訳			
	0.33 億円		■工事費 0.33 億円、□用補費 0.00 億円、□その他 0.00 億円			
事業期間	採択年度	平成 23 年度	着工年度	平成 23 年度	完成年度	平成 24 年度
事業内容	・歩道設置工 L=160m、W=2.0m					
II 評価						
① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> ・歩道が設置されたことにより、歩行者と自動車の通行が分離され、安全に通行できるようになり危険な交通環境が改善された。 <b>【達成状況に対する評価】</b> ・本事業の整備により、歩行者が安全に通行できるようになり、目標は達成された。				
	2) 副次目標の達成状況	<b>【達成状況】</b> - <b>【達成状況に対する評価】</b> -				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					